

一般財団法人 野崎わかば会 定款

平成 23 年 3 月 14 日 作成
平成 23 年 6 月 6 日 改訂
令和元年 6 月 21 日 改訂
令和 5 年 10 月 12 日 改訂

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般財団法人 野崎わかば会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、情報化社会のさらなる発展に向けた人材の育成および教育環境の充実を目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生への奨学金の給与及び貸与
 - (2) 小、中学校等教育機関への情報通信機器の寄付及び講師派遣
 - (3) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本法人の目的である事業を行うために不可欠な別表記載の財産は、本法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本法人の事業計画書及び収支予算書を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号乃至第5号の書類については、定時評議員会で承認を受けるものとする。

(剰余金の不分配)

第9条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 本法人に評議員6名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければなら

ない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これら者と生計を一にする者

(2)他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員会議長は、評議員会において選任する。

5 評議員は、本法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権限)

第 12 条 評議員は、評議員会を構成し、第 16 条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

2 評議員に対しては、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会日の 3 日前までに代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 収支予算（事業計画）
- (4) 決算（事業報告）
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- (7) その他法令で定められた事項

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の処分又は除外の承認

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、評議員会の議長の他、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事、監事又は評議員のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本法人の使用人が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他の特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時評議員会の終結の時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 27 条 役員に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

2 役員に対しては、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会日の 3 日前までに代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 収支予算（事業計画）

(2) 決算（事業報告）

(3) 借入金（一定の短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事業の一部の譲渡

(5) 株式等の議決権行使の決定

(6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事総数（現在数）の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け

4 前各項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(事務局)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 職員は、有給とすることができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、本定款第 19 条第 2 項の規定に基づき、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 35 条 本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 本法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は本法人と類似の事業を目的とする他の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 本法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

附 則

別表 基本財産

財産種別	内容・数量等
投資有価証券	有限会社野崎事務所株式 220 株

1 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 東京都杉並区永福二丁目 9 番 17 号
設立者 野崎 聡

拠出財産及びその価額 有限会社野崎事務所株式 110 株
266, 229, 920円

住 所 東京都世田谷区奥沢一丁目 31 番 13 号

設立者 野崎 哲

拠出財産及びその価額 有限会社野崎事務所株式 110 株
266, 229, 920 円

- 2 本法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、第 11 条並びに第 22 条の規定にかかわらず、設立者の決定により別途定める。
- 3 本法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本法人の設立時の主たる事務所は、東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 33 番 6 号に置く。
- 5 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上